

## 今後の障害者支援のあり方

## 障害者自立支援法について

- 1 利用者負担  
負担軽減の時限措置（特別対策（H19.4～H21.3）緊急措置（H20.7～H21.3））の恒久化  
また、恒久化に当たっては、利用者にとってわかりやすい制度とすること
- 2 事業者の経営基盤の強化  
平成21年4月の報酬単価・人員配置基準の改正に向けて、全国レベルの経営実態調査を早急に実施し、サービスの質の向上、良質な人材の確保、経営の安定化を図ることができるようにすること  
特に報酬改定に当たっては、法施行前の収入が確保できるよう配慮すること
- 3 障害程度区分認定  
障害程度区分の調査項目に、知的障害及び精神障害の特性を反映する項目を導入  
市町村審査会で1次判定を変更する場合（2次判定）の判定基準の整備
- 4 施設入所と地域移行  
地域での生活を支える基盤整備（グループホーム等）の充実  
身体障害者についても、グループホーム、ケアホームの利用対象とすること  
重症心身障害者の地域移行を推進するための措置として報酬等の加算に配慮すること
- 5 精神障害者支援施策  
身体障害者や知的障害者と同等の支援となるよう、精神障害者の自立及び社会参加を促進するため、公共交通機関の運賃、有料道路料金、NHK受信料の減免等の実施  
精神障害者が利用できる事業所を拡大し、精神障害者社会復帰施設等に新体系への移行を促すため、報酬単価・人員配置基準を精神障害者の特性を考慮して改定すること

## 就労支援について

- 福祉部門と労働部門の連携強化  
ハローワークを中心とした関係機関との連携による「チーム支援」の充実強化等
- 就労支援を担う人材の育成  
ジョブコーチの人員充実とともに、就労支援を担う人材の育成
- 発達障害者の就労支援  
発達障害者の就労を促進するため、障害者雇用率の算定に加えるなど制度の見直し

## その他の障害者支援策について

- 1 障害児のサービス体系  
障害児支援の見直しに当たって、関係機関の意見を反映させること  
障害児施設の入所に関する措置の判断基準の明確化
- 2 発達障害者支援施策  
障害者自立支援法の支援対象者の範囲に含め、必要なサービスを受けられるようにすること  
発達障害に関する専門職員（医師、保健師、保育士、教員等）の養成の充実
- 3 ひきこもり関連施策  
全国的な実態調査の実施と調査結果を踏まえた総合対策の検討